

新潟県資源管理のあり方検討委員会  
会議次第

日 時 平成 29 年 5 月 16 日(火)  
16 時 30 分～17 時 00 分  
場 所 新潟県水産会館 3F 小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新潟県資源管理のあり方検討委員会の運営について
- (2) 赤泊地区の IQ モデル事業について
- (3) その他

3 閉 会

新潟県資源管理のあり方検討委員会  
出席者名簿

1 委員会委員

分野	役職	氏名	
有識者	新潟県連合海区漁業調整委員会 会長	土屋 貞男	出
漁業者 代表	(下越) 新潟漁業協同組合 理事	富樫 榮晴	出
	(中越) 新潟漁業協同組合 理事	関本 貢	出
	(上越) 上越漁業協同組合 代表理事組合長	磯谷 光一	出
	(佐渡) 佐渡漁業協同組合 副組合長理事	寺尾 和弥	出

2 オブザーバー

所属 役職	氏名	
新潟県漁業協同組合連合会 総務指導部課長	鈴木 誠	出
新潟県水産海洋研究所 参事 (漁業課長)	河村 智志	出

3 事務局

所属 役職	氏名	
新潟県農林水産部水産課 水産課長	丸山 克彦	出
〃 副参事 (資源対策係長)	唐木沢 秀之	出
〃 資源対策係 主任	内田 直樹	出

新潟県資源管理のあり方検討委員会規約(案)

(目的)

第1条 委員会は、県内外における資源管理型漁業の取組の情報共有と新たな資源管理の普及、啓発を目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、別表1に掲げる委員を持って構成し、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員の任期は、平成29年5月16日から平成31年3月31日までとする。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が開催の日時及び場所を示して招集する。

2 委員長が委員会の座長を務める。

3 委員会は、第1条の目的に係る意見交換等を行うものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員会は公開とする。

(事務局)

第4条 事務局を新潟県農林水産部水産課に置く。

(その他)

第5条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会で決定する。

附 則

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

別表 1

(順不同、敬称略)

委員会委員	役 職	氏 名
有識者	新潟県連合海区漁業調整委員会 会長	土屋 貞男
漁業者代表	(下越) 新潟漁業協同組合 理事	富樫 榮晴
	(中越) 新潟漁業協同組合 理事	関本 貢
	(上越) 上越漁業協同組合 代表理事組合長	磯谷 光一
	(佐渡) 佐渡漁業協同組合 副組合長理事	寺尾 和弥

## 赤泊地区の IQ（個別漁獲割当）モデル事業

### モデル事業の概要

- 【魚種】 ホッコクアカエビ（南蛮えび）
- 【対象者】 佐渡市赤泊地区えびかご漁業者（3名）
- 【期間】 H23年9月1日～H28年8月31日（5ヶ年）
- 【概要】
  - ・ 漁獲量を各船個別に割当
  - ・ 魚価の高い7,8月に操業できるよう条件を緩和
  - ・ 所有する2隻の漁具を、1隻で操業可能に
  - ・ かごの網目を拡大し、小型えびの漁獲を抑制

### 成果の評価

- ・ 量的規制効果（割当遵守 → 資源保護・計画操業）
- ・ 規制緩和効果（7,8月禁漁解除 → 単価向上）  
（2隻操業の1隻化 → 経費節減）
- ・ 網目拡大効果（小型エビ保護 → 成長後に捕獲）



- ・ 漁業者の所得が向上（試算：年平均約300万円／人）
- ・ エビ資源の回復（推定資源量：H23（374t）→ H27（421t））

### 今後

- ・ 赤泊地区の IQ は漁業者中心の新協議会で本格実施
- ・ 旧 IQ 委員会は役割満了で廃止
- ・ 資源管理手法を漁業者に周知する新委員会を設立
- ・ やる気がある地区があれば、IQ 取組を検討

平成 29 年 5 月 16 日  
水 産 課

赤泊地区えびかご漁業の IQ 資源管理の運営について

**【運営主体】**

赤泊地区ホッコクアカエビ資源管理協議会

**【役 割】**

- ・ 赤泊地区漁獲可能量（地区 TAC）の設定
- ・ 各船への IQ の配分
- ・ 漁獲量の監視

**【構 成 員】**

- ・ 赤泊地区えびかご漁業者 3 名
- ・ 県漁連
- ・ 佐渡漁協
- ・ 水産課
- ・ 佐渡地域振興局
- ・ 水海研

**【管理期間】**

5 月 1 日から翌年 4 月 30 日